

ガスもっと割規約

1. ガスもっと割の適用

(1) 当社は、お客さまが次に定める条件を満たした場合に、ガス需給契約の料金に対してガスもっと割を適用します。

- ① 販売代理事業者（別表参照）を通じてガス需給契約の料金等のお支払いを希望されること
- ② 上記に基づくガスの供給がされており、ガス料金の請求がなされていること
- ③ ガス需給契約と同一名義、同一住所で電気需給契約を締結され、電気需給契約による電気料金の請求がなされていること

(2) 当社は、2021年3月31日までに申込みいただき（1）の条件を満たしたガス需給契約に限り、ガスもっと割を適用します。

2. 割引額

(1) ガスもっと割の割引額は、1か月につき55円（税込）とし、料金（割引制度の適用がある場合にはその適用後の金額）から割引いたします。ただし、電気需給契約の料金とガス需給契約の料金等を合計した金額を上回らないものとします。なお割引額は、約款等の規定により日割計算の適用がある場合であっても、日割計算を行いません。

(2) ガスもっと割の適用は、同一名義、同一住所の1電気需給契約と1ガス需給契約の組み合わせに対して1適用のみといたします。

3. 割引期間

当社は、お客さまが適用条件を満たしガスもっと割を初めて適用してから24か月間（24回）に限り、ガスもっと割を適用いたします。

4. 適用除外

当社は、適用条件のいずれかが満たされなくなった場合、ガスもっと割を適用いたしません。

5. 規約の変更

当社は、この規約を約款等の定めに準じて変更することがあります。

6. その他

その他の事項については、約款等によります。

付則

1. この規約は、2019年10月1日から実施いたします。

2. 割引の対象となるガス需給契約の料金が、消費税法の経過措置の対象となる場合（2019年10月1日より前からガス需給契約が継続し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に当社が料金の支払いを受ける権利が確定する場合）には、割引額は1か月につき54円（税込）といたします。

別表

販売代理事業者

イツツ・コミュニケーションズ株式会社

株式会社ケーブルテレビ品川